

令和2年(2020年)三条市議会第2回臨時会提出議案概要

議第 1 号 三条市後期高齢者医療に関する条例の一部変更について

新潟県後期高齢者医療広域連合条例の一部改正に伴い、後期高齢者医療に係る新型コロナウイルス感染症による傷病手当金の支給が行われることから、本市において当該傷病手当金の申請書の受付事務を行うため、必要な改正を行うもの

施行期日 公布の日

議第 2 号 三条市国民健康保険条例の一部改正について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、当該感染症に感染し、又は感染が疑われる被保険者が休みやすい環境を整備するため、当該被保険者の属する世帯の世帯主に傷病手当金の支給を行うことから、必要な改正を行うもの

施行期日 公布の日（傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間にある場合について適用）

議第 3 号 令和2年度三条市一般会計補正予算

補正額	9,911,529千円
補正後の額	61,500,841千円

議第 4 号 令和2年度三条市国民健康保険事業特別会計補正予算

補正額	750千円
補正後の額	8,561,250千円

報第 1 号 専決処分報告について

（三条市税条例等の一部改正について）

地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、これに準じ、改正したもの

【改正した条例】

三条市税条例

三条市都市計画税条例

【改正の内容】

1 三条市税条例の一部改正

- (1) 個人市民税に係る給与所得者又は公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合において、扶養親族等申告書へのその旨の記載を不要とする地方税法の改正が行われたことに伴う規定の整備
- (2) 探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合、あらかじめ通知した上で、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができるものとする地方税法の改正が行われたことに伴う規定の整備
- (3) 固定資産の登記簿上の所有者が死亡している場合におけるその現所有者（相続人等）に対し、条例で定めるところにより、氏名、住所等の固定資産税の賦課徴収に関し必要な事項を申告させることができるものとする地方税法の改正が行われたことに伴う規定の整備
- (4) たばこ税の課税免除の要件について、必要な手続を簡素化する地方税法の改正が行われたことに伴う規定の整備
- (5) 肉用牛の売却による事業所得に係る個人市民税の課税の特例の適用期限を3年延長する地方税法の改正が行われたことに伴う規定の整備
- (6) 大気汚染防止法に規定する指定物質の排出抑制施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止する地方税法の改正が行われたことに伴う規定の整備
- (7) 水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準となるべき価格に乘じる市町村が条例で定める割合の参酌基準を3分の2から4分の3に改める地方税法の改正が行われたことに伴い、当該割合を4分の3とする規定の整備
- (8) 都市再生特別措置法に基づき、認定誘導事業者が整備した公共施設等の用に供する固定資産税の課税標準の特例措置を廃止する地方税法の改正が行われたことに伴う規定の整備
- (9) 水防法の規定により指定された浸水被害軽減地区内にある土地に係る固定資産税の課税標準について、課税標準となるべき価格に3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする特例措置を講ずる地方税法の改正が行われたことに伴い、当該割合を3分の2とする規

定の整備

(10) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人市民税の課税の特例の適用期限を3年延長する
地方税法の改正が行われたことに伴う規定の整備

(11) 令和2年度の税制改正に伴う条ずれ等の規定の整備

2 三条市都市計画税条例の一部改正

(1) 都市再生特別措置法に基づき、認定誘導事業者が整備した公共施設等の用に供する都市計画税の課税標準の特例措置を廃止する地方税法の改正が行われたことに伴う規定の整備

(2) 水防法の規定により指定された浸水被害軽減地区内にある土地に係る都市計画税の課税標準について、課税標準となるべき価格に3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする特例措置を講ずる地方税法の改正が行われたことに伴い、当該割合を3分の2とする規定の整備

(3) 令和2年度の税制改正に伴う条ずれ等の規定の整備

専決処分日 令和2年3月31日

施行期日 令和2年4月1日

報第 2 号 専決処分報告について

(三条市国民健康保険税条例の一部改正について)

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、これに準じ、改正したもの

【改正の内容】

1 国民健康保険税の課税限度額について、基礎課税額に係る課税限度額を61万円から63万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額を16万円から17万円に引き上げる。

2 国民健康保険税の軽減措置を拡大するため、軽減判定所得の算定方法を次のように改める。

(1) 5割軽減の対象となる世帯について、軽減判定所得を算定する際に被保険者等の数に乘じる金額を28万円から28万5千円に引き上げる。

(2) 2割軽減の対象となる世帯について、軽減判定所得を算定する際に被保険者等の数に乘じる金額を51万円から52万円に引き上げる。

専決処分日 令和2年3月31日
施行期日 令和2年4月1日

報第 3 号 専決処分報告について
(令和元年度三条市一般会計補正予算)
補正額 77,191千円
補正後の額 54,864,995千円
専決処分日 令和2年3月31日

報第 4 号 専決処分報告について
(令和2年度三条市一般会計補正予算)
補正額 38,612千円
補正後の額 51,589,312千円
専決処分日 令和2年4月14日

◎ 法令及び条例に基づく報告事項

- 1 議会の委任による専決処分の報告について
- 2 私債権の放棄の報告について

令和2年度5月補正予算の概要

1 概要

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症への対応に係る国の補正予算を活用し、特別定額給付金や子育て世帯への臨時特別給付金を給付するほか、感染症対策により影響を受ける事業者に対する支援を拡充し、雇用の維持や事業継続支援等を行うとともに、感染拡大防止に必要な物資の購入等について、必要な予算措置を行う。

2 一般会計補正予算

(1) 予算規模

補正前の額 : 51,589,312 千円	補正額 : 9,911,529 千円	計 : 61,500,841 千円
-----------------------	--------------------	-------------------

歳入の補正		歳出の補正	
国庫支出金	9,852,247	総務費	588
繰入金	59,282	民生費	9,852,247
		衛生費	8,147
		商工費	50,547
計	9,911,529	計	9,911,529

(2) 補正予算の事業

① 庁舎整備費（行政課） 588 千円

【事業内容】

職員に新型コロナウイルス感染症の感染者等が確認された場合にも業務が遅滞なく行えるように、職員が分散して業務を行うための環境を整備する。

【補正の内訳】

工事請負費 588 千円

② 特別定額給付金給付事業費（福祉課） 9,738,000 千円

【事業内容】

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において措置される国の補正予算を活用して、一人当たり10万円を給付する。

【補正の内訳】

データ入力委託料 15,746 千円
特別定額給付金 9,700,000 千円 ほか

③ 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費（子育て支援課） 114,247 千円

【事業内容】

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において措置される国の補正予算を活用して、児童手当を受給する世帯に対し、対象児童一人当たり1万円を給付する。

【補正の内訳】

業務システム開発等委託料	1,311 千円
子育て世帯への臨時特別給付金	110,800 千円 ほか

④ 新型コロナウイルス感染症対策費（健康づくり課） 8,147 千円

【事業内容】

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、公共施設等に配布する消毒液や体温計等を購入するとともに、全世帯に対し注意喚起チラシの配布など感染予防の啓発を行うほか、対象地域を拡大したことから自宅待機が困難な転入者等を支援するための待機場所確保に係る経費を増額する。

【補正の内訳】

消耗品費	7,022 千円
手数料	218 千円
感染拡大防止待機場所確保業務委託料	907 千円

⑤ 新型コロナウイルス感染症対応企業支援事業費（商工課） 50,547 千円

【事業内容】

新型コロナウイルス感染症対策により影響を受ける事業者の雇用の維持と事業の継続を図るため、接客を伴う飲食業に対する事業継続等支援補助金を小規模事業者までに拡充するとともに、金融機関から国の持続化給付金の支給までの間のつなぎ融資を受けた事業者に対し利子を全額補給する。

【補正の内訳】

事業継続等支援補助金	50,113 千円
持続化給付金つなぎ資金利子補給金	434 千円

令和元年度補正予算の概要（3月31日専決処分）

1 概要

今回の補正予算は、国の「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」に係る補助金等を活用し、保育所等における消毒等の感染拡大防止に必要な物資の購入や、学校の臨時休業に伴い中止した給食の食材費の負担を行うほか、医療機関や介護施設等に配布する消毒液等の購入や寄附採納に伴う財政調整基金への積立てについて、必要な予算措置を行った。

2 一般会計補正予算

(1) 予算規模

補正前の額：54,787,804千円	補正額：77,191千円	計：54,864,995千円
--------------------	--------------	----------------

歳入の補正		歳出の補正	
地方交付税	2,754	総務費	54,458
国庫支出金	19,041	民生費	19,041
寄附金	54,458	衛生費	2,441
諸収入	938	教育費	1,251
計	77,191	計	77,191

(2) 補正予算の事業

① 財政調整基金費（財務課） 54,458千円

【事業内容】

ふるさと三条応援寄附金を受け、財政調整基金に積み立てる。

【補正の内訳】

財政調整基金積立金 54,458千円

②〔児童福祉総務費〕新型コロナウイルス感染症対策費（子育て支援課） 19,041 千円

【事業内容】

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、国の補助金等を活用し、公立保育所等に配布するマスクや消毒液等を購入するとともに、私立保育園等の消毒に必要となる経費を補助する。

【補正の内訳】

消耗品費	2,637 千円
保育所器具購入費	1,850 千円
保育対策総合支援事業費補助金	14,554 千円

③〔保健衛生総務費〕新型コロナウイルス感染症対策費（健康づくり課） 2,441 千円

【事業内容】

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、医療機関や介護施設等に配布する消毒液等を購入する。

【補正の内訳】

消耗品費	1,789 千円
庁用器具費	652 千円

④ 学校給食調理場運営費（教育総務課） 1,251 千円

【事業内容】

給食費に係る保護者負担の軽減を図るため、全国学校給食会連合会の助成を受け、新型コロナウイルス感染症対策による学校の臨時休業に伴い提供しなかった給食の食材購入費を負担する。

【補正の内訳】

学校臨時休業対策費負担金	1,251 千円
--------------	----------

(3) 繰越明許費の補正

令和元年度内に事業完了しない事業について繰越明許費を措置する。

・追加	3件	15,553 千円
-----	----	-----------

令和2年度補正予算の概要（4月14日専決処分）

1 概要

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策により影響を受ける接客を伴う飲食店の事業者に対し、国の雇用調整助成金の上乗せ補助による雇用の維持や家賃補助等の事業継続支援を行うほか、緊急事態宣言発令地域からの転入者等の待機場所を確保するとともに、学校の臨時休業に備え遠隔教育を可能にする環境を整備するため、必要な予算措置を行った。

2 一般会計補正予算

(1) 予算規模

補正前の額：51,550,700千円	補正額：38,612千円	計：51,589,312千円
--------------------	--------------	----------------

歳入の補正		歳出の補正	
繰入金	38,612	衛生費	2,195
		商工費	30,194
		教育費	6,223
計	38,612	計	38,612

(2) 補正予算の事業

① 新型コロナウイルス感染症対策費（健康づくり課） 2,195千円

【事業内容】

やむを得ない理由により、緊急事態宣言発令地域から三条市内へ転入する者等で、自宅待機が困難な方を支援するため、三条ホテル旅館組合と連携して待機場所を確保する。

【補正の内訳】

感染拡大防止待機場所確保業務委託料 2,195千円

② 新型コロナウイルス感染症対応企業支援事業費（商工課） 30,194 千円

【事業内容】

新型コロナウイルス感染症対策により影響を受ける接客を伴う飲食業の雇用の維持と事業の継続を図るため、国の雇用調整助成金の上乗せ補助並びに店舗の家賃、固定資産税等相当額及び上下水道料金相当額の補助を行う。

【補正の内訳】

事業継続等支援補助金 30,194 千円

③ 遠隔教育環境整備事業費（小中一貫教育推進課） 6,223 千円

【事業内容】

新型コロナウイルス感染症対策による学校の臨時休業に備え、児童生徒の学習機会を確保するため、タブレット等の遠隔教育環境を整備する。

【補正の内訳】

消耗品費	165 千円
通信料	1,464 千円
庁用器具費	4,594 千円